

## 県オリジナル米産地力強化支援事業実施要領

(県オリジナル米生産技術力向上事業)

本事業の実施にあたっては、福島県農産振興事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という）及び福島県農産振興事業事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）のほか、この要領に定めるところによる。

### 第1 目的

「福、笑い」をはじめとする県オリジナル米において、実需が求める品質や供給量等に対応した高品質・良食味米を安定的に供給できる産地を育成し、本県産米のブランド力向上による風評払拭及び稻作農家の経営安定化を図る。

### 第2 事業内容等

#### 1 事業内容

本事業は、第3に定める事業実施主体に係る別表に定める経費に対して予算の範囲内で助成する。

#### 2 補助

(1) 県は予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、別表の1の取組は市町村、別表の2の取組は「福、笑い」生産に係る登録制実施要綱（以下「登録制実施要綱」という。）第4条に基づき、福島県オリジナル米生産販売推進本部長から認定・登録を受けた「福、笑い」研究会に対して補助する。

なお、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てるものとする。

ただし、別表の1の取組において、市町村域を超える広域的な団体が事業を行う場合などの理由がある場合は当該団体等に対して直接補助を行うことができる。

(2) 補助率は別表に定めるとおりとする。

#### 3 リース整備に係る助成の額

リースに要する経費に対する助成金額は、別表に定めるほか次の算式①による。

ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））に定める耐用年数未満とする場合にあっては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては次の算式③による。

また、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算式②又は算式③により算出した額のいずれか小さい方とする。

算式①：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）×1／2以内

算式②：助成金の額＝リース物件価格（税抜き）

×（リース期間／法定耐用年数）×1／2以内

算式③：助成金の額＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））

×1／2以内

この場合において、リース期間は、関連機材利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365日で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とする。

### 第3 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げるものとする。

#### 1 別表の1の取組に係る事業実施主体

農業協同組合、農業者団体（法人を含む）等とする。

農業者団体は、県内に住所地を有する農業者3戸以上で構成する組織とする。

#### 2 別表の2の取組に係る事業実施主体

県内に住所を有し、登録制実施要綱第4条に基づき認定・登録を受けた「福、笑い」を生産する農業者3戸以上で構成する組織（以下、「『福、笑い』研究会」という。）

### 第4 事業の実施等の手続き

#### 1 別表の1の取組に係る事業実施主体

(1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1－1号）を作成し、次に掲げる書類を添付して市町村長に提出する。

ア 直近の総会資料等（組織運営に関する規約、役員・会員名簿等を含む資料）

イ 反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第2号）

ウ その他知事が必要と認める書類

(2) 市町村長は、事業実施主体より提出された事業実施計画承認申請書（様式第3号）を取りまとめ、当該農林事務所長（以下「所長」という。）に提出する。

(3) 所長は提出された計画書の内容が適当であると認めたときは、事業実施主体及び市町村長に事業実施計画を承認した旨を通知するとともに農林水産部長（以下「部长」という。）に報告する。

(4) 事業実施計画の承認を受けた事業実施主体は、交付要綱及び事務取扱要領に定める所定の手続きを経て、事業に着手する。

(5) 事業実施計画の重要な変更は、交付要綱の別表で定める軽微な変更以外のものとし、その手続きは1の（1）から（4）に準じて事業実施計画変更承認申請書（様式第4号）により行う。

(6) 事業実施主体は、事業完了後速やかに事業実績報告書（様式第1－1号）を作成し、市町村長に報告する。

(7) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、年度末までに当該年度における事業実施状況報告書（様式第5号）を作成し、市町村長に提出する。併せて、市町村長は所長に報告する。

(8) 直接補助の場合、第4の1の（1）、（6）及び（7）の「市町村長」を「所長」に読みかえ、第4の1（2）は適用しない。また、所長は事業実施計画の承認に当たり、事業実施主体の主要な活動地域の市町村長から、様式第6号により意見を徴収する。

(9) 受益地区が農林事務所の管轄を超える場合、事業実施主体は部長に事業実施計画書を提出し事業実施計画の承認を受けるものとする。また、事業実績報告書及び事業実施状況報告書についても部長に報告するものとする。

#### 2 別表2の取組に係る事業実施主体

(1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1－2号）を作成し、次に掲げる書類を添付して管轄する所長に提出する。

ア 直近の総会資料等（組織運営に関する規約、役員・会員名簿等を含む資料）

イ 反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第2号）

ウ その他知事が必要と認める書類

- (2) 所長は提出された計画書の内容が適当であると認めたときは、事業実施主体に事業実施計画を承認した旨を通知するとともに部長に報告する。
- (3) 事業実施計画の承認を受けた事業実施主体は、交付要綱及び事務取扱要領に定める所定の手続きを経て、事業に着手する。
- (4) 事業実施計画の重要な変更は、交付要綱の別表で定める軽微な変更以外のものとし、その手続きは2の（1）から（3）に準じて事業実施計画変更承認申請書（様式第4号）により行う。その際は様式第4号中「市町村長」を「事業実施主体代表者」に読みかえるものとする。
- (5) 事業実施主体は、事業完了後速やかに事業実績報告書（様式第1－2号）を作成し、所長に報告する。
- (6) 受益地区が農林事務所の管轄を超える場合、事業実施主体は部長に事業実施計画書を提出し事業実施計画の承認を受けるものとする。また、事業実績報告書についても部長に報告するものとする。

## 第5 事業の実施期間

事業の実施期間は、単年度とする。

## 第6 事業の推進指導

本事業を円滑かつ適性に実施するため、農林事務所、市町村及び関係団体は密接な連携を図り、推進指導を行う。

## 第7 成果確認検査について

事業の成果確認に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて確認検査を行う。

## 第8 その他

- 1 交付要綱第1号様式中の「2 事業の内容（実績）」の別に定める様式については、本要領様式第1－1号及び第1－2号のとおりとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、部長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

この要領は、令和5年4月11日から施行する。

事業実施要領 別表

補助対象事業費	補助率	事業実施主体	採択要件
<p>1 県オリジナル水稻品種の作付拡大を目指すモデル産地の取組において、高品質・良食味生産に必要な機器等の整備 対象設備・機器等は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葉緑素計</li> <li>・ドローン</li> <li>・生育診断又は土壌診断に基づく可変施肥機械等（注）</li> <li>・収量等測定機能付きコンバイン（注）</li> <li>・乾燥機（注）</li> <li>・G P S（注）</li> <li>・トラクタ（注）</li> <li>・ほ場管理システム</li> <li>・色彩選別機</li> <li>・均質化設備</li> <li>・フレコンスケール（ただし、色彩選別機等品質向上のための機器と一緒に導入する場合に限る）</li> <li>・食味計</li> <li>・味度計</li> <li>・穀粒判定機</li> <li>・品質判定機</li> <li>・その他、部長が特に必要と認める設備・機器等 (注) ほ場管理システムと連携し利用する場合に限る</li> </ul>	<p>導入機器価格、リース物件価格相当の1/2以内 (ただし、1事業実施主体当たり補助額は3,500千円を上限とする。)</p>	<p>実施要領 第3に定める事業者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県オリジナル水稻品種の高品質・良食味米生産技術の確立に向けて、スマート農業や品質向上関連設備・機器の導入等、先進的に取り組むモデル産地であること。</li> <li>・導入予定機械等は、目標年次において「福島県特定高性能機械導入計画」に定める利用下限面積以上であること。 また、「福島県特定高性能機械導入計画」に記載が無い農業機械の場合、目標年次において概ね20ha以上(中山間地域等※の場合は10ha以上)であること。</li> </ul> <p>※ 次のいずれかに該当する地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地域自立促進特別措置法第2条の市町村</li> <li>・山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された地域</li> <li>・特定農山村法第2条第1項の規定に基づき指定された地域</li> </ul>
2 「福、笑い」研究会が実施する会員の栽培技術の向上・平準化に必要な経費（会場使用料、資材代、備品購入費）	定額 (ただし、1事業実施主体当たり補助額は210千円を上限とする。)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「福、笑い」の高品質・良食味生産に資する取組として、栽培技術の向上・平準化に向けて研究会が実施する活動であること。</li> </ul>